

① 件名
被災者自立再建促進対策本部の設置について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 東日本大震災から間もなく5年を迎えるにあたり、被災者の自立生活と住まいの再建を促進するため、被災者ニーズや個別事情に配慮しながら、応急仮設住宅から恒久的な住まいへの円滑な移転、孤立防止、安全安心な生活実現のための支援が必要となっている。
【目的】 全庁的な促進体制を構築し、被災者の円滑な自立と住まいの再建促進に資するため。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】
【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input type="checkbox"/>無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成27年7月 応急仮設住宅に入居している被災者の生活再建意向調査実施 平成27年7月 被災者の自立再建に向け、住宅再建ワーキンググループ開催
⑤ 主な内容
【被災者自立再建促進対策本部の設置】 (所掌事項) 1 被災者の自立再建促進に関すること。 2 石巻市被災者自立再建促進プログラムの策定及び進行管理に関すること。 3 前2項のほか、被災者の自立生活の実現と住まいの再建促進のための重要事項に関すること。 (組 織) 1 本部 (1) 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、福祉部長がその議長となる。 (2) 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を本部の会議に出席させ、意見を聞くことができる。 (3) 構成メンバー 本部長：市長 副本部長：副市長 本部員：復興政策部長、総務部長、財務部長、復興事業部長、各総合支所長、生活環境部長、健康部長、福祉部長、産業部長、建設部長、病院局事務部長、会計管理者、教育委員会教育長及び教育委員会事務局長

2 幹事会

- (1) 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長がその議長となる。
- (2) 幹事長は、必要と認めるときは幹事会の会議に幹事以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- (3) 幹事会は、調査検討した結果を本部に報告しなければならない。
- (4) 構成メンバー
幹事長：福祉部長 副幹事長：福祉部次長
幹事：復興政策部次長、総務部次長、財務部次長、復興事業部次長、各総合支所次長、生活環境部次長、健康部次長、産業部次長、建設部次長、病院局事務部次長及び教育委員会事務局次長

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

対策本部設置による関係各課との円滑な協力連携等により、各種支援策や住まい対策等の展開が推進され、被災者の自立を促進する効果が期待できる。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

【被災者自立再建促進（推進）本部設置市町】

仙台市、女川町

【被災者自立再建促進（推進）プログラム 策定市町】

仙台市、名取市

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

平成28年

- 2月上旬 ・石巻市被災者自立再建促進対策本部設置要綱の施行
- 中旬 ・第1回被災者自立再建促進本部会議の開催

⑨ その他

特になし